

県立長野図書館長 様

住 所 _____

氏 名 _____

企業・団体名 _____

県立長野図書館資料利用規程第 14 条に基づき、調査・研究のため下記資料の複写を申し込みます。
なお、複写により著作権法上の問題が生じた場合は、全て私がその責任を負います。

(職員記入欄)

請 求 記 号	資 料 名	複写箇所	枚数
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
合 計			

コピー機
信濃毎日
クロスサーチ
日経テレコン
毎索
ヨミダス歴史館
中日新聞
ルーラル
D1-Law
官報情報
J-DreamⅢ
ジャパンレッジ
デジタルコモンズ
マイクロフィルム
写真撮影

- 注) 1 調査研究以外の目的で複写を希望する場合は、カウンター職員に相談して下さい。
2 新聞・雑誌の場合は、請求記号欄の記入は不要です。
3 住宅地図の場合は、該当ページ・左右等の別を記入願います。
◆新聞・雑誌の最新号は複写できません。
◆著作物の一部分を一人につき 1 部の提供となります。
◆著作権法第 3 1 条の取り扱いについては、裏面をご覧ください。

(職員記入欄)		
	白黒	カラー
ミス		
一般図書室		
レジ		
担当者		

著作権法 3 1 条の取扱は次のとおりとする。

◆基本的事項

- ・当館所蔵の図書館資料の複写であること。
- ・調査、研究目的に係わる複写であること。
- ・公表された著作物の一部分（1 冊、1 論文、1 記事の半分以下）であること。
- ・1 人につき 1 部の提供であること。
- ・平成 30 年 12 月 30 日の著作権法一部改正により著作権の保護期間が 50 年から 70 年に延長されました。
著作権の存続期間は実名の著作物の場合死亡後 70 年（起算は翌年の 1 月 1 日）、無名、
変名（起算は前記と同）、団体名義の場合公表後 70 年、映画の著作物の場合公表後 70 年であること。
（平成 30 年 12 月 30 日の時点で保護期間が満了したものには適用されません。）

◆複製(複写)できる範囲

- 図 書
 - ・1 冊で完結しているもの → 半分以下
 - ・同一タイトルの多巻もの → 各冊の半分以下
 - ・全集等複数作品収録物 → 各作品の半分以下
- 楽譜 → 1 作品の半分以下
- 地図等
 - ・1 枚物 → 半分以下
 - ・冊子形態の物 → 1 地図を構成する頁の半分以下
- 雑 誌 → 次号が発刊（受入）されたもの → 個々の論文 → 全部複写、全体の半分以下
- 新 聞 → 次号が発刊されたもの → 全体の半分以下